

No	質問	回答
1	募集要項に契約期間が5年（令和6年4月1日～令和11年3月31日）と記載がありますが、契約延長などがありますか。	要項の記載のとおり、原則5年間での契約になります。契約期間後は、再度、申請をいただき審査をうけることになります。
2	複数の区画に申請をすることは可能ですか。	可能です。複数申請される場合は、区画ごとの提案が必要になります。
3	契約期間終了後、入れ替わりが発生する場合、什器等を引き継ぐことは可能ですか。	原則、スケルトン貸しになります。現状復帰としては、什器等は残さない状態で退去していただくことになります。ただ、入れ替わりを行う事業者との間で、合意がなされていれば、(株)道の駅とよはしとの協議を得て内装や什器を引き継ぐことも可能です。
4	従業員トイレやロッカーなどの用意はありますか。	入居テナントの従業員が使用できるトイレ、休憩スペース、ロッカー（貸出個数に限りがあります）をご用意があります。
5	地域振興施設内のテナントについて入れ替えがあるところだけ工事囲い等を実施し、既存店舗からの入れ替えがない店舗は継続で営業する理解でよろしいか。	基本的にすべての店舗を閉め切るとは想定しておらず、入れ替えが発生する店舗のみ閉店する形で営業を行います。
6	地域振興施設の既存店舗の場合、開業資金の調達は、申請様式にどのように記載すべきですか。	既存店舗の場合、今の店舗に対し新しく手を加える（設備投資）際は、開業資金の欄に様式に記載して提出してください。
7	申請様式について、ページが増えても問題はないですか。	提案書などの様式については、必要に応じてページ数が増えることは可能です。ただし、A4サイズ形式での提出になります。
8	募集要項の審査項目：開業資金の調達とはどういう風に評価されますか。	新規で出店申し込みする事業者の場合、出店する際に発生する資金を調達できるのかという観点になります。既存店舗の場合は開業しており運営体制ができていますので、新しく手を加える（設備投資）際の資金を調達できるかが観点となります。
9	募集要項の審査項目：営業時間の拡大というのは、営業時間の拡大の提案を行えば加点されるという意味ですか。	拡大があれば加点がなされる可能性はあります。営業時間を伸ばすことによる収益性/道の駅全体への魅力の向上など、営業時間を伸ばしたことによる効果を踏まえて提案してください。

